

平成29年度

事業計画

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

## 平成29年度地域で一緒に暮らそう会事業計画

はじめに

早いもので、社会福祉法人「地域で一緒に暮らそう会」として、重度の障がい児・者への正しい理解と人権尊重を地域に拡げ、親亡き後も、地域で当たり前のように安心して共に暮らせる社会をと願う……障がい当事者や家族を支える事を使命に、事業展開をスタートをしてから、6年目を迎えました。

この間、一貫して利用者の生命、身体等の安全を守り、福祉サービスの質の向上をはかりながら、地域の皆さんの負託に応える公益的、非営利性を重視し、地域生活を送るうえで欠かせない様々な事業支援を展開してきました。

この根幹となったのが、熱い想いを持って、今から20年前に、自らレスパイト事業「きらきはうす」を立ち上げた4人の障がいのある子供のお母さん達です。

当法人では、現在約70名のそれぞれ技術力を持った職員の皆さんと、地域の理解に支えられながら、社会福祉事業の主たる担い手として、また民間ならではの経営の主体性、自律性を発揮しながら、地域ニーズに柔軟に、また制度の狭間に対しても積極的に事業を行っています。

さて、平成29年3月末にいよいよ、利用者の皆さんが働く喜びを実感する等の多機能型施設「地域サポートセンターえがお」が完成しました。

これまでの日中一時支援事業に、生活介護、就労継続支援B型事業を加えるなど、利用者や地域の方々からも待ち望まれ、また期待をされている施設でもあります。

この度の「えがお」の建設にあたり、法人の資金繰りにおいて福祉医療機構より、長期返済による多額な融資を受けました。法人役員一同、責任の重大さに身が引き締まる思いと共に、新たなる決意をするところであります。

今後も職員一同、勇気と覚悟を持って、常に堅実で着実な財政・事業運営をしていきたいと思っております。

本年4月1日より「社会福祉法等の一部を改正する法律」が本格施行されます。当法人としては、社会福祉法人制度改革を的確に踏まえ、法人としての理念と誇りを持ってその積極的姿勢を社会に見せていく必要があります。

したがって、職員対応、特に命令系統が不明瞭な為に組織の動きがバラバラになり、その事が法人全体に悪い結果になってくると言う現象などに陥る事のないよう、なお一層利用者の視点に立った現場力をしっかりつけていきたいと思っております。

また、介護、看護、保育士等、人材の安定的な確保と定着に向けては、今後より一層、強い決意を持って処遇改善に望むべきと考えると共に、働きがいがあり、誇りの持てる、また、働き方への改革の必要性も視野に入れながら、魅力ある職場環境作りに務めたいと思います。

さらに、職員の技術力向上策として、より幅広い視野を広げられるよう、研修会への積極的な派遣、新たに研修報告会等の実施、業務改善等における職員の提案制度の新設等、職員の能力や意欲等のスキル向上策にも力を注ぎたいと思います。

最後に、この度、社会福祉法人制度改革の中で「地域における公益的な取組」を行う責務が規定化されました。

法人としては、これまで、超重症児の医療的ケアが必要な看護師配置の対応など、地域の中にある困り感の解消などに向け、積極的に取り組んでまいりました。

今後、より一層、地域共生社会実現への法人のあり方を考える時、積極的に社会貢献を行う等、法人理念を基本に新たな福祉課題へのニーズを積極的・的確に把握して突き進むことが大切と考えます。

この一年間、利用者の皆さん、職員の皆さんの笑顔を大切に、住み慣れた地域で子供達の在宅生活を支えるサポートに向け、みんなで心ひとつに互いに連携しながら、全力で頑張っていきたいと思えます。

## 法人の理念

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、地域との連携を大切にしていきます。

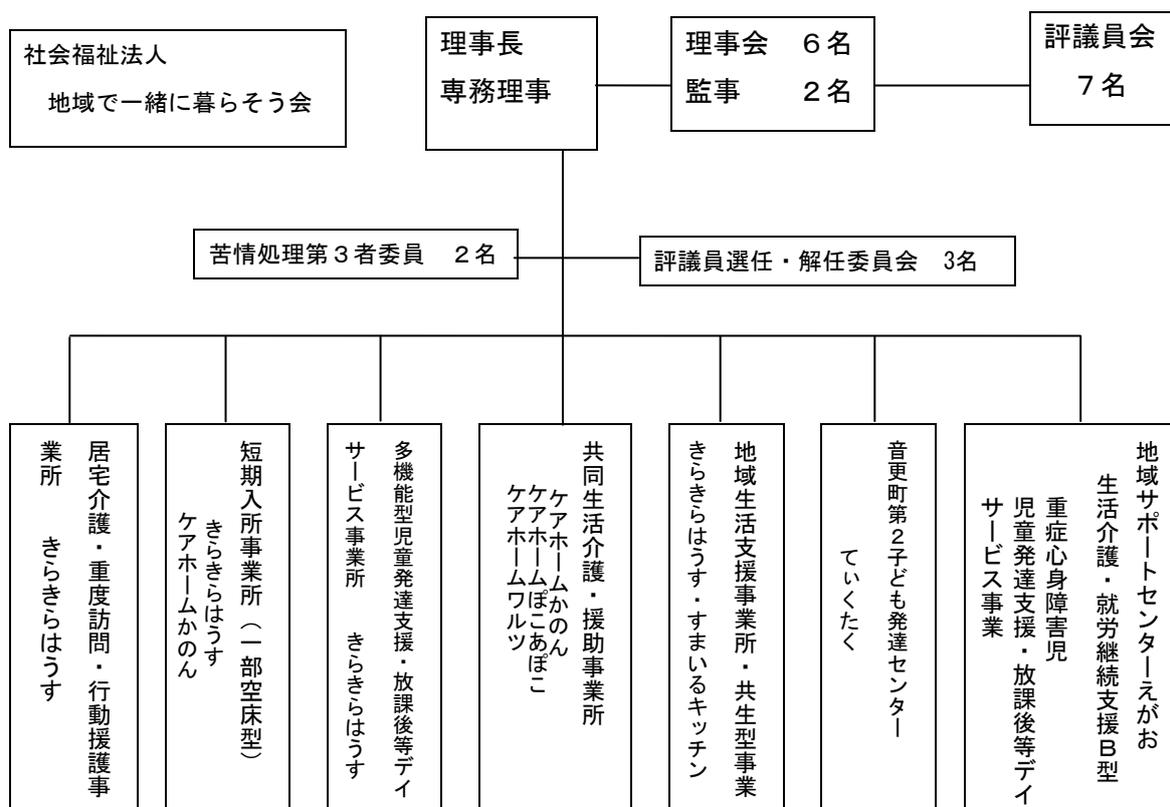
## 各事業の使命

- 1) 利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう支援します。
- 2) 職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即して研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。
- 3) 利用者の保護者と施設との意思の疎通を図り、協力して、事業の進展を図ります。
- 4) 地域の福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 5) 事業活動を通して地域経済に寄与し、地域経済を活性化させます。

## 職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。
- 2) 生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。
- 3) 利用者や地域の中で「課題」を発見し、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。
- 4) 地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。
- 5) 職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう努力をします。
- 6) 日頃より「エコ」意識を持ち、常にコスト意識を高め、法人の財政基盤安定に貢献します。
- 7) 明るく楽しい職場環境づくりをめざして、笑顔と挨拶を励行します。

## 1. 法人の組織



## 2. 事業運営

(1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営 ②相談支援事業の経営 ③移動支援事業の経営  
④障がい児通所支援事業の経営

(2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業 ②レスパイトサービス事業 ③共生型事業

## 3. 理事会及び評議員会の開催

1) 平成29年度における理事会を次の表のとおり開催するほか、必要に応じて臨時の理事会を開催します。

|     | 開催月        | 主な審議事項            |
|-----|------------|-------------------|
| 第1回 | 平成29年6月上旬  | 平成28年度事業報告、決算について |
| 第2回 | 平成29年11月下旬 | 運営状況、補正予算について     |
| 第3回 | 平成30年3月下旬  | 平成30年度事業計画、予算について |
|     |            |                   |

2) 平成29年度における評議員会を次の表の通り開催するほか、必要に応じて臨時の評議員会を開催します。

|     | 開催月        | 主な審議事項            |
|-----|------------|-------------------|
| 第1回 | 平成29年6月中旬  | 平成28年度事業報告、決算について |
| 第2回 | 平成29年11月下旬 | 運営状況、補正予算について     |
| 第3回 | 平成30年3月下旬  | 平成30年度事業計画、予算について |
|     |            |                   |

## 4. 監事による監査

1) 監事は、法人の財産の状況や財産内容及び各事業所の運営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取扱い状況について監査を実施します。

また、理事会に出席し理事会の運営状況及び理事の業務執行を監査し、必要あると認めるときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議委員会及び北海道知事に報告します。

平成29年度における監査を次の表の通り開催します。

|     | 開催月        | 主な審議事項            |
|-----|------------|-------------------|
| 第1回 | 平成29年5月下旬  | 平成28年度事業報告、決算について |
| 第2回 | 平成29年8月中旬  | 運営状況、資産管理         |
| 第3回 | 平成29年11月中旬 | 運営状況、補正予算について     |
| 第4回 | 平成30年3月下旬  | 平成30年度事業計画、予算について |

## 5. 本年度の重点施策

社会福祉法人制度等の改革に基づき、公益性・非営利性を確保する観点から地域における公益的な取組の実施、財務規律の強化、経営組織のガバナンスの強化を基本に事業展開していきます。

### (1) 経営基盤及び経営組織の強化

- ① 法人本部及び各事業運営機能の充実と組織の見直し  
課長職を中心に係長・主任等の配置 → 組織改革  
少人数制のグループ化導入により、情報の共有化・スピード感ある課題等への対応
- ② 経営陣としての理事会活動の充実
  - ・社会福祉法人の役割の議論
  - ・先進法人等への視察
  - ・社会福祉法人役員専門研修の参加
  - ・社会福祉法人経営者懇談会の参加

### (2) 法人としての理念/基本方針等の周知・徹底、規程等の遵守

- ① 理念/基本方針の職員への周知  
採用時および全体研修時等に必ず実施
- ② 関係法令及び法人規程等の遵守  
法人定款等の迅速な改廃処理

### (3) 総合的利用者支援の追求

- ① 利用者の権利擁護の堅持
- ② 成年後見制度のPR
- ③ 虐待防止・セクハラ防止対策の周知・啓発  
障がい者の人権擁護の立場に立てる職員育成。研修会等を通し、言語表出機能を失なったり、認知機能の低下等で意思表示の難しい最重度の障がいを抱える人たちの人権をどのように守るか当法人の権利擁護等に関する内容をテーマに研修会等を設

定する。

- ④ 障害者差別解消法施行（H28.4.1）に伴い、職員及び利用者等に周知・啓発
- ⑤ 相談支援事業の充実  
相談支援専門員の増員
- ⑥ 各種行事の拡充
  - ・ 地域行事への積極的参加・夏祭り/クリスマス会等地域へのアピール等
  - ・ 作品展示会等の開催（利用者の制作作品）
- ⑦ 防災訓練の実施  
共同生活援助事業の入所者を交えての夜間避難訓練等
- ⑧ 利用者家族との意見交換会及びサービスに対するニーズ調査の実施
  - ・ 意見交換等ができる場の設定（各事業ごと）
  - ・ 現状のサービス状況の検証と法定サービスでは網羅できない点（公益事業の不可）
- ⑧ OT/STとの連携により介助方法の学習や日常的介助の見直し  
移乗・乗降・入浴等、重度の肢体不自由者の支援に対し、医療職等との連携により、介護労働の軽減を図る
- ⑨ 利用者に対し働く喜びを実感してもらうための、施設内通貨制度の試行実施
- ⑩ 生活介護利用者への定期検診の実施
- ⑪ 看護師職員と言語聴覚士職員の複数配置

#### （４）新規事業（就労支援・生活介護等）の定着・安定化

- ① 利用定員の確保に向けた取り組み
- ② 個別支援計画書を基礎とし支援の質の向上及び活動スケジュールの見直しと改善
- ③ 就労継続支援の生産活動品目の開発
- ④ 生産した商品の販売経路開拓

#### （５）施設・設備の改善

- ① LED化の推進（事業所内電球を計画的にLEDにする）
- ② スプリンクラー設置に向けての検討開始
- ③ 車輛の計画更新についての検討

## (6) 人事管理の充実

- ① 求人对策の強化と定着率の向上
  - ・ 欠員募集の求人体制の見直し
  - ・ 処遇改善手当の配分方法の見直し
    - 職務に準じた公平で均衡な手当の配分
  - ・ 介護における身体的負担軽減のため介護ロボット等の研究
  - ・ 小グループ化による風通しの良い職場環境（責任の明確化）
    - 雇用形態で支援内容に差はない・・・仕事としての責任は皆同じ（処遇改善に反映）
- ② 給与制度の適正運用
  - 人事考課制度の導入。
  - キャリアアップ制度等の活用による人材確保と定着化（給与の適正化）
- ③ 法人を支える中堅職員の育成強化
  - 研修等への積極的な参加（中途採用者、若手職員の指導等で実践）
- ④ 職員の主体的研修等への評価と支援
  - ・ 自主研修の成果等の人事考課への反映
  - ・ 職員の提案制度の導入
- ⑤ 職員への福利厚生の実施

## (7) 財産管理

- ① 契約の透明性の確保
  - 新規事業に係る事業委託契約はもとより、入札による適正価格を追求し、透明性を確保する。
- ② 中・長期財務計画の策定（安定的事業継続や報酬改定などへの対応）
- ③ 経費削減（水道光熱費等の節減、見直し、ランニングコストの最適化への徹底）

## (8) 事業経営の透明性の推進

- ① 事業経営状況等のホームページ等による公表の充実と適宜更新の徹底
- ② 会計事務所による外部監査を毎月及び決算期に受ける

●各事業の事業内容

平成29年3月17日現在

| サービス区分                     | 内容                                                                                                                                                     | 契約<br>件数                      |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 生活介護事業                     | 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う                             | 定員<br>25名<br>4月17<br>開所<br>予定 |
| 就労継続支援B型事業                 | 通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う                                                                    | 定員<br>10名<br>4月17<br>開所<br>予定 |
| 居宅介護事業<br>(通院介助)<br>(身体介護) | 居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う                                                                                     | 12名<br>4名                     |
| 重度訪問介護事業<br>ヘルパー派遣         | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う | 3名                            |
| 同行援護事業                     | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う                                        | 0人                            |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                     |      |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 行動援護事業                  | 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う                                                                                                               | 6人   |
| 短期入所事業                  | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う                                                                                                                                     | その都度 |
| 共同生活援助事業<br>(グループホーム)   | 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う                                                                                                                                                         | 13名  |
| 児童発達支援事業                | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行う。                                                                                                                                                                                                   | 4名   |
| 放課後等デイサービス事業            | 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う                                                                                                                                                                            | 30名  |
| 相談支援事業（計画相談支援・障がい児相談支援） | 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は、地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。<br>支給決定等後指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を提供するとともに、支給決定等に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する | 11名  |

|                                    |                                                                 |            |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 日中一時支援事業（地域生活支援事業）帯広・音更・士幌・幕別      | 障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする | 49名        |
| 音更町委託事業<br>音更町第2子ども発達支援センター（ていくたく） | 児童発達支援<br>放課後等デイサービスに準じる                                        | 54名<br>26名 |
| 移動支援事業（地域生活支援事業）帯広・音更・士幌           | 移動が困難な障がい者等が充実した日常生活が営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行う       | 10名        |